薬物乱用防止教室・講習会の積極的な実施について（通達乙）

（令和５年11月28日、組対発第388号）

【概要】

近年、若年層において大麻や指定薬物を含む危険ドラッグ等が爆発的にまん延し社会問題となっている現状に鑑み、これまで以上に薬物乱用防止の機運を高め、薬物に対する正しい知識及び乱用の危険性を広く県民に浸透を図る必要があることから、捜査員等に対し、薬物乱用防止教室・講習会の開催を指示した内容です。